

1.対象者について	1-①	申請は事業者単位と店舗単位のどちらですか。	1事業者単位です（1事業者につき1回）。店舗単位ではなく、事業者（事業主）に対して補助します。
	1-②	申請事業者の住所や本社の住所が市外でも申請できますか。	市内に事業所があり、市内事業所の取り組みのみが補助対象となります。なお、申請事業者の住所や本社の所在地が市内でも、市外の事業所での取り組みは補助対象外になります。
	1-③	市内に本店住所を置いています、主に市外の店舗で販売等を行うために購入した機器は対象となりますか。	専ら市内で事業活動を行っている事業者のみ補助対象となります。そのため、登記上の本店住所が茨木市内でも、補助対象品目の使用実態も含めた事業実態が主に市外である場合は、対象外になります。
	1-④	過去にこの補助金を受けたことがあります、引き続き申請できますか？	本補助金は1事業者につき1回のみ申請可能です。過去に交付を受けたことがある場合は補助対象外です。
2.他の補助金との併用について	2-①	他の補助金との併用はできますか。	併用できません。国・大阪府、その他の機関の補助金の交付を受けた、又は交付申請中である場合は、申請できません。
3.汎用端末（タブレット、スマートフォン）について	3-①	スマートフォンやタブレットを決済用の端末として導入予定ですが、補助対象になりますか？	スマートフォンやタブレットは補助対象外となります。
4.補助対象経費について	4-①	補助対象外の経費にはどのようなものがありますか。	消費税額や送料、手数料、中古品、消耗品、スマートフォン、タブレット、パソコンなどが対象外経費です。詳細は申請要領の3ページをご確認ください。
	4-②	対象となるソフトウェアや設置費はどのようなものですか。	レジにおけるキャッシュレス決済の導入にかかるものが補助対象になります。
	4-③	Wi-Fi環境を整備する工事は対象となりますか。	ネットワーク関連は全て補助対象外です。
5.領収書、レシートについて	5-①	オンラインショップで購入したので、レシートがありません。支払いを証する書類として何を提出すればよいですか。	オンラインショップの購入履歴画面から領収書が発行される場合があります。発行ができない場合は、請求書とクレジットカード会社等の利用明細とを、合わせてご提出ください。
	5-②	店舗・オンラインショップの領収書の宛名は、従業員や家族でも対象になりますか。	法人名または代表者名、個人事業主の場合は屋号または代表者名のものが有効です。
	5-③	領収書等を紛失してしまいました。	支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象として認められません。